

議案第47号 資料

川崎市就学奨励規則の一部改正について 概要

1 背景

- ・川崎市就学奨励規則（以下「規則」という。）は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒等に就学援助費を支給する「就学援助制度」について、必要な事項を定めたもの。
- ・本市の就学援助制度では、準要保護認定を受けた支給対象者に対して、「学校給食費」の徴収額と同額を就学援助費として支給している。
- ・規則第6条において、就学援助費は支給対象者か学校長かのいずれかに支給することとしている。（学校長口座に入金した就学援助費は、学校から支給対象者に支給することとなる）
- ・令和3年度に学校給食費が公会計化することに伴い、学校にて学校給食費を管理しなくなることから、従来の学校を介する支給方法は改める必要があり、これを機に未納のリスクを減らす手法を構築することとした。

2 改正の趣旨

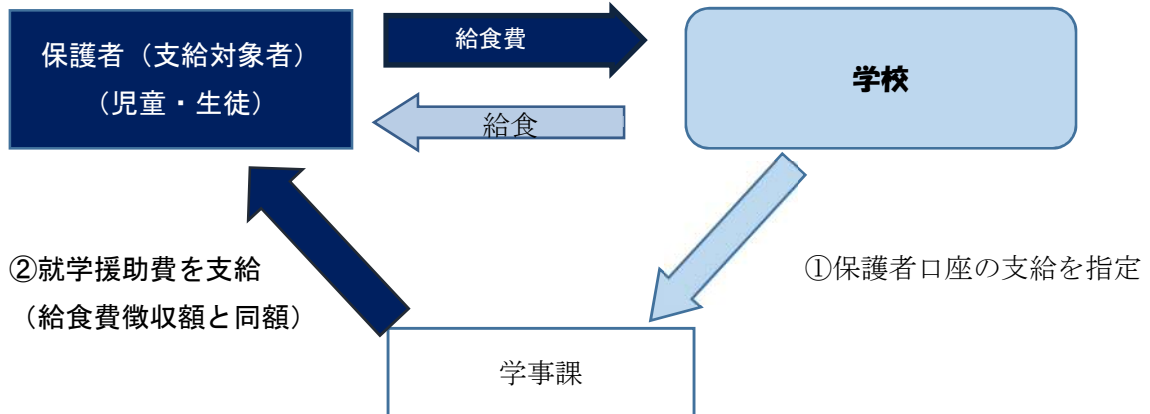
- ・学校給食費に係る就学援助費については、教育委員会が支給対象者に代わって学校給食費を納付する形に改める。

3 改正内容について

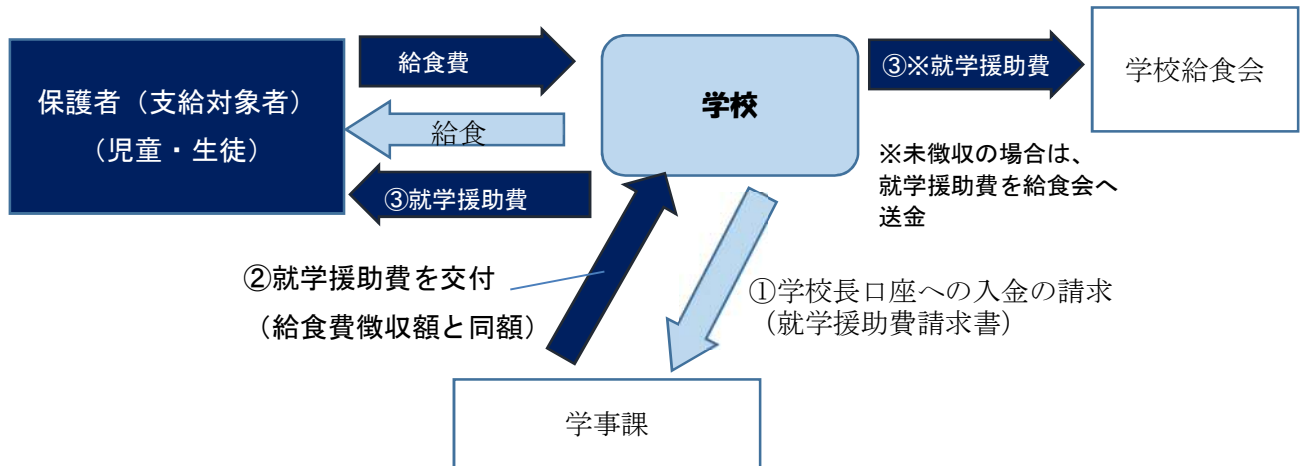
規則第6条に規定する従来の支給方法から「学校給食費」を除外し、学校給食費の支給方法について、「委員会が支給対象者に代わって学校給食費を納付することにより行う」旨の条文を追記する。

1. 学校給食費公会計化前の「就学援助費の学校給食費」の支給の流れ

【例1 就学援助費の学校給食費を支給対象者に支給する場合】



【例2 就学援助費の学校給食費を学校長に交付する場合】



2. 令和3年度学校給食費公会計化に伴う「就学援助費の学校給食費」の支給の流れ

